

●表示の省略

次の①～③に該当する場合には、表示を省略することができます。

①**栄養強化の目的で使用されるもの**(特別用途食品、機能性表示食品を除く)

②**加工助剤**(次のいずれかに該当する場合)

ア 食品の完成前に除去されるもの

イ 添加した食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させないもの

ウ 使用した食品に残存する量が少なく、かつ、その成分による影響を食品に及ぼさないもの

③**キャリーオーバー**(次のすべてに該当する場合)

ア 原材料として使用する食品から持ち越された添加物であること

イ 目的とする食品の製造または加工の工程では使用しないものであること

ウ 最終製品中に残存する量がその食品中で効果を発揮する量より有意に少ないこと

ただし、調味料、甘味料、着色料のように味、香り、色など五感に訴えるものは、一般的には最終食品で効果を発揮するので原料由来の場合でも、キャリーオーバーとはならず、表示が必要となります。

●表示の方法

事項欄を設けて表示することが原則ですが、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することもできます。

例① 原材料と添加物を記号で区分して表示

原材料名	いちご、砂糖 / ゲル化剤(ペクチン)、酸化防止剤(ビタミンC)
------	----------------------------------

例② 原材料と添加物を改行して表示 **改行**

原材料名	いちご、砂糖 ゲル化剤(ペクチン)、酸化防止剤(ビタミンC)
------	-----------------------------------

例③ 原材料と添加物を別欄に表示

原材料名	いちご、砂糖
	ゲル化剤(ペクチン)、酸化防止剤(ビタミンC)

* 添加物の欄を設けて表示する場合、添加物の使用の有無にかかわらず、「なし」と表示することは認められていません。添加物を使用していない場合は、添加物の欄を省略します。

◆ 食品のパッケージに添加物を使っていないことを表示したい場合は、「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」(食品表示基準Q&A別添)をご確認下さい。

食品関連事業者と製造者(加工者)が異なる場合の表示

食品関連事業者(表示責任者)が販売者であり、製造者等が異なる場合は、次のように表示します。

表示例①

製造所の所在地・製造者の名称を一括表示の枠外に表示した場合

名称	
原材料名	
添加物	
原料原産地名	
内容量	
消費期限	
保存方法	
販売者	〇〇株式会社 愛媛県松山市〇〇町〇〇番地

製造所 △△有限会社
愛媛県松山市△△町△△番地

表示例②

製造所の所在地・製造者の名称を一括表示の枠内に表示した場合

名称	
原材料名	
添加物	
原料原産地名	
内容量	
消費期限	
保存方法	
販売者	〇〇株式会社 愛媛県松山市〇〇町〇〇番地
製造所	△△有限会社 愛媛県松山市△△町△△番地